

白木産業廃棄物最終処分場増設事業に係る実施計画書への意見とその取り扱いについて

資料 3

1 第1回審査会での意見

該当部分	意見の概要	意見の取り扱い案	答申案該当部分
第2章 事業の目的及び内容			
2ページ 表2-1	浸透水の放流先の大滝川が土石流危険渓流に指定されていないか確認すること。(吉國副会長)	放流先の大滝川とその下流の人甲川は土石流危険渓流に指定されていません。	
第3章 事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況			
10ページ から	既設の埋立地が稼動する前後でこの地域の環境がどのように変わったのかを比較できるデータを示してほしい。(フंक委員)	答申案に反映させます。	1 (1)
22~26 ページ	図3-6、表3-13、3-14、表3-15の間で用語がばらばらで分かりにくいの統一すること。(吉國副会長)	答申案に反映させます。	1 (3)
24~26 ページ	最近掘られた観測井戸 4の水質データがあれば示してほしい。(矢野委員)	答申案に反映させます。	1 (1)
23~26 ページ	水質調査と合わせて、井戸の水位、河川等の流量についても調べてほしい。(吉國副会長)	答申案に反映させます。	3 (2) ア
24ページ 表3-14(1)	既存の観測井戸から地質由来と思われる重金属類が検出されているため、拡張予定地について、地質調査、地下水調査等により、事業実施前の地下水等の状況を把握することを検討してほしい。(事務局)	答申案に反映させます。	3 (2) ア
31ページ	事業実施後の植生回復のために事業予定地及び周辺の詳細な植生図を作成してほしい。その際、種子植物だけでなく、シダ類、コケ類、地衣類、藻類、菌類についても調査すること。(関委員)	答申案に反映させます。	3 (3) イ
36ページ から	安佐北区の統計では地域の状況を表しているとはいえないので、事業地周辺の状況を的確に把握できるデータを可能な限りそろえること。(窪田委員)	答申案に反映させます。	3 (4)
第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法			
71ページ	人と自然との触れ合い活動の場については、事業計画地周辺に広場や遊歩道などの施設がないので調査、予測、評価しないこととしているが、地域の方々がこの場所をどのように利用しているかを調査して把握すること。(窪田委員)	答申案に反映させます。	3 (4)
74ページ	大気質の現地調査を冬季に設定しているが、事業予定地から周辺民家に向けた風が吹く時期(周辺民家への影響が最も予想される時期)に調査するほうがいいのではないかと。(宮田委員)	答申案に反映させます。	3 (1)
74ページ	大気質について、存在供用時の廃棄物の搬入に伴う影響は、二酸化窒素に加えて、浮遊粒子状物質についても予測すること。(宮田委員)	審議の場で記載漏れと認められたので、準備書には正しく記載するよう指導します。	
75ページ	道路交通騒音・振動の調査箇所 2について、この場所よりも民家が道路に近い場所もあったと思うが、この場所を選んだ理由は何か。(中川委員)	事業者が選んだ地点は、道路の勾配が急で、影響が大きいことが予想されるため、妥当と考えます。	

75ページ	ダム事業などでは事業計画地から500mの幅を取って、その中で動植物の調査をする例が多い。この事業も事業計画地周囲を水平距離で500mまで調査範囲を広げることができないか。(関委員)	答申案に反映させます。	3 (3) ア
75ページ	鳥類ルートセンサスや動植物調査を既存埋立地内で行うこととしているが、既に裸地になっており意味がない。周辺状況の似た谷筋を対照地として調査しなければ影響予測ができないのではないか。(水田委員)	答申案に反映させます。	3 (3) ア
79ページ	地下水調査の結果、重金属類が検出されているので、地域住民の感情に配慮すれば、水質の予測に重金属類も含めることが望ましい。(今岡委員)	答申案に反映させます。	3 (2) アイ
83ページ	景観は事業予定地の見え方だけでなく周辺の状況も合わせて考える必要がある。県や関係自治体の意見も聞いたほうがいい。(今岡委員、窪田委員)	答申案に反映させます。 なお、広島県、安芸高田市に意見を聞きましたが、景観に関する意見はありませんでした。	3 (4)
その他制度運用に関する意見			
	隣接した他社の処分場との複合的影響について多元的アセスメントを実施すべきではないか。(今岡委員)	答申案に反映させます。	1 (2)

## 2 文書による意見(安藤委員)

意見の概要	意見に対する対応(案)	答申案該当部分
最終処分場全般について		
廃棄物の埋立処分はあくまで次善の策であり、資源を循環利用し埋立処分量を減少させる努力が重要であることから、最終処分場の環境影響評価は、資源の循環利用と廃棄物の減量化を進める社会的努力を促すものとすべきである。	本市においても、循環型社会形成推進基本計画に基づき、循環を基調とする社会経済システムの実現に向け、さまざまな施策を実施しています。	
廃棄物の埋立による環境汚染を未然に防止するため、廃棄物への有害物の混入と処分場からの有害物の流出を防止するための制度及び施設設計が必要である。	答申案に反映させます。	4
埋立処分に伴う環境影響を適正に監視し、汚染の発生が予測される場合には、速やかに防止策を講じることができるよう、事業中及び事業終了後の環境監視と除染の責任を明確にすべきである。	埋立中は、基準省令(注1)に基づき水質検査等が義務付けられています。また、埋立完了後も事後調査を求めます。	3 (2) イ
土地及び土壌の資源としての有限性に留意し、埋立終了後の土地利用と跡地管理について、あらかじめ適正に計画しておく必要がある。	答申案に反映させます。	2
白木産業廃棄物最終処分場増設事業について		
環境影響評価実施以前に、既に、増設のための工事が行われているのではないか。	増設に係る工事には、まだ着手されていません。	
上流からの表層水は、施設下部の埋設管に導入しない構造とし、浸出水のみを監視・処理できるようにすべきではないか。	基準省令で、管理型最終処分場については、地表水の流入を防止するための措置が義務づけられていますが、安定型処分場には義務づけられていません。	

堰堤は、地震などによる崩壊と廃棄物の流出を防止できる強固な構造とすること。	基準省令で、堰堤は自重、土圧、水圧、地震力等に対して構造耐力上安全なものとなるよう規定されており、施設の設置許可手続きにおいて基準を満たしているか審査します。	
目視による搬入チェックではなく、排出者の責任で有害物を含まないことを明確にできる体制をとる必要がある。	答申案に反映させます。	4
廃棄物の種類、量、埋立場所の記録を事業終了後10年以上保管する必要がある。	廃棄物処理法により、産業廃棄物処分業者は、廃棄物の受入先、処分量等について帳簿に記載し、5年間保存することが義務づけられています。	
プラスチック類は加熱圧縮によりブロック状に固化するなど減容処理し、将来の再利用の可能性を考えて特定の場所に埋め立てることが望ましい。	将来の再利用を考えれば減容処理し、特定の場所に埋め立てることが理想的ですが、処分業者に対して履行を求めることは困難です。	
既存埋立地の浸出水から基準を超過した有機塩素化合物と重金属類が検出されているので、これをどのように扱うか、検討する必要がある。	答申案に反映させます。	3 (2) ア 4
放流水の水質が環境基準を超過することのないよう、水質監視と汚染のおそれが生じた場合の対応策を計画しておく必要がある。	答申案に反映させます。	3 (2) イ
跡地利用とその管理について、より詳細な計画を提出する必要がある。	答申案に反映させます。	2
その他制度運用に関する意見		
広島市が策定した「廃棄物最終処分場整備計画の策定における多元的環境アセスメントガイドライン」に沿った実施計画となっているか確認する必要がある。	平成15年度に策定したガイドラインは、事業に先立つ計画立案段階を対象としたもので、今回のアセスには直接あてはまりませんが、複合的影響については、可能な限り予測、評価を行うよう答申案に盛り込みます。	1 (2)

### 3 広島県の意見

意見の概要	意見に対する対応(案)	答申案該当部分
水質		
定性的予測のみとしているが、理由が明確でない。河川水への影響について、定量的に予測する必要がある。	安定型最終処分場であるため、埋立物に起因する汚濁物質の排出は原則ゼロとなり数値予測はできませんが、水質については事後調査を行うよう答申案に盛り込みます。	3 (2) イ
水象		
水象の地下水、湧水の調査、予測、評価の手法が記載されていないので記載すること。	答申案に反映させます。	3 (2) ウ

その他		
既存埋立地の水質検査において、観測井戸で鉛及びヒ素が、処分場排水でCOD及びジクロロメタンの基準超過が認められるため、それらの対応を明らかにする必要がある。	答申案に反映させます。	3 (2) ア 4

#### 4 安芸高田市の意見

意見の概要	意見に対する対応(案)	答申案該当部分
大気質、騒音、振動		
<p>事業予定地への搬入ルートとなる国道54号から市道ゆずりは線沿道で、大気質、騒音、振動の影響が予測されるため、下記事項を徹底するよう指導していただきたい。</p> <p>1 搬入車両の走行時の廃棄物の飛散防止策を徹底すること。</p> <p>2 搬入車両は、定期的に点検、整備を行い、法定速度を遵守し、急発進、高負荷運転を避け、大気汚染、騒音、振動の発生防止を徹底すること。</p>	本市において、適切に指導します。	

(注1)基準省令 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年 総務省、厚生省令第1号)